

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H26.6.1	業務変更	変更前	営業所	116580	石井簡易郵便局		長野県上田市塩川2660-50	-			×			-	
		変更後	郵便局	116580	石井簡易郵便局		長野県上田市塩川2660-50	-							-
H26.6.1	業務変更	変更前	営業所	426500	奥谷簡易郵便局		兵庫県宍粟市波賀町原286-4				×			-	
		変更後	郵便局	426500	奥谷簡易郵便局		兵庫県宍粟市波賀町原286-4								-
H26.6.1	住居表示変更	変更前	営業所	617790	上弓削簡易郵便局		愛媛県越智郡上島町弓削上弓削470-1				×			-	
		変更後	営業所	617790	上弓削簡易郵便局		愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449-6				×				-
H26.6.2	移転・改称	変更前	郵便局	033870	東松山松山二郵便局		- 埼玉県東松山市松山町2-6-27	-						-	
		変更後	郵便局	033870	滑川羽尾郵便局		- 埼玉県比企郡滑川町羽尾3563-3	-							-
H26.6.2	業務変更	変更前	営業所	048050	国府簡易郵便局		群馬県高崎市引間町225	-			×		×	-	
		変更後	営業所	048050	国府簡易郵便局		群馬県高崎市引間町225	-			×				-
H26.6.2	業務変更	変更前	営業所	048180	保渡田簡易郵便局		群馬県高崎市保渡田町1622	-			×		×	-	
		変更後	営業所	048180	保渡田簡易郵便局		群馬県高崎市保渡田町1622	-			×				-
H26.6.2	契約解除	変更前	営業所	117300	長野アークス簡易郵便局		長野県長野市アークス1-32	-			×			-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.6.2	移転	変更前	郵便局	117320	諏訪福島簡易郵便局		長野県諏訪市中洲5351-1	-						-	
		変更後	郵便局	117320	諏訪福島簡易郵便局		長野県諏訪市中洲5435-6	-							-
H26.6.2	契約解除	変更前	営業所	117480	屋代簡易郵便局		長野県千曲市屋代778-12	-			×			-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.6.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	127550	田塚簡易郵便局		新潟県柏崎市田塚1-9-25	-			×				-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H26.6.28	廃止	変更前	郵便局	730640	尾崎郵便局	-	宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内375							-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.6.30	移転・改称	変更前	郵便局	703100	平良下里郵便局	-	沖縄県宮古島市平良下里442							-	
		変更後	郵便局	703100	平良久貝郵便局	-	沖縄県宮古島市平良久貝870-1							-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「」、実施しない業務には「x」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。